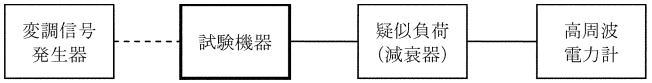
八　空中線電力の偏差

1　測定系統図



2　測定器の条件

⑴　高周波電力計として、平均電力で規定されている電波型式の測定においては平均電力計を、尖頭電力で規定されている電波型式の測定においては尖頭電力計を用いる。

⑵　高周波電力計は、熱電対、サーミスタ等による熱電変換型を基本とする。

⑶　高周波電力計のセンサの時定数は、平均電力を測定するために十分な値とする。

⑷　減衰器の減衰量は、高周波電力計に最適動作入力レベルを与える値とする。

3　試験機器の状態

⑴　指定のチャネルに設定して、送信する。

⑵　標準符号化試験信号で変調する。標準符号化試験信号に設定できない場合は、通常運用状態に用いる変調符号とする。

⑶　連続送信状態にできない場合は、継続的バースト送信状態とする。

4　測定操作手順

⑴　高周波電力計の零点調整を行う。

⑵　送信して、平均電力又は尖頭電力を測定する。

⑶　平均電力を測定する場合は、平均電力計の値を測定値とする。ただし、バースト波の場合は、バースト時間率を一定にして送信し、繰り返しバースト波電力を十分長い時間に渡り高周波電力計で測定する。

⑷　平均電力を次のとおりとする。

ア　連続波の場合は、⑶で算出した値とする。

イ　バースト波の場合は、連続波の場合と同様に算出した値と送信時間率から、次式によりバースト内平均電力を計算した値とする。

バースト内平均電力＝⑶で算出した値／送信時間率

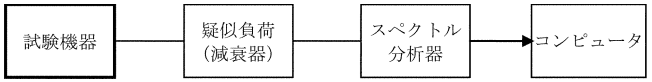
ただし、送信時間率＝バースト送信時間／バースト繰り返し周期

5　試験結果の記載方法

空中線電力の絶対値をW単位で、工事設計書に記載されている空中線電力に対する偏差を％単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

九　副次的に発する電波等の限度

1　測定系統図



2　測定器の設定、試験機器の状態、測定操作手順等

スプリアス発射又は不要発射の強度の測定方法を準用する。

3　試験結果の記載方法

⑴　設備規則第24条に規定する許容値の１／10を超える場合は、最大の１波を周波数とともにnW又はpW単位で記載する。

⑵　設備規則第24条に規定する許容値の１／10以下の場合は、全ての測定値を周波数とともにnW単位で記載し、かつ、電力の合計値をnW単位で記載する。

4　その他

⑴　スペクトル分析器の感度が足りない場合は、低雑音増幅器等を使用する。

⑵　単向通信方式の無線設備等であって受信装置を有しない場合は、副次的に発する電波等の限度の測定は行わない。

第三　ラジオゾンデ（アンテナ一体型）の試験方法

一　一般事項

1　試験場所の環境

⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合

室内の温湿度は、ＪＩＳ　Ｚ 8703による常温及び常湿（以下この別表において同じ。）の範囲内とする。

⑵　その他の場合

⑴の環境による試験に加え、周波数の偏差については振動試験及び温湿度試験を行う。詳細は各試験項目を参照。

2　電源電圧

⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合

外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧とする。

⑵　その他の場合

外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧±10％とする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。

ア　外部電源から試験機器への入力電圧が±10％変動したときにおける試験機器の無線部（電源を除く。）の回路への入力電圧の変動が±１％以下であることが確認できた場合は、定格電圧のみで測定する。

イ　電源電圧の変動幅が±10％以内の特定の変動幅内でしか試験機器が動作しない設計となっており、その旨及び当該特定の変動幅の上限値及び下限値が工事設計書に記載されている場合は、定格電圧及び当該特定の変動幅の上限値及び下限値で測定する。

3　試験周波数と試験項目

試験機器の発射可能な周波数のうち、上限、中間及び下限の３波の周波数（試験機器の発射可能な周波数が３波以下の場合は、全ての周波数）で全試験項目について測定する。

4　予熱時間

工事設計書に予熱時間が必要である旨が記載されている場合は、記載された予熱時間経過後、測定する。

5　測定器の較正等

⑴　測定器は較正されたものを使用する。

⑵　測定用スペクトル分析器は、デジタルストレージ型とする。ただし、ＦＦＴ方式を用いるものについては、検波モード、分解能帯域幅（ガウスフィルタ）、ビデオ帯域幅等各試験項目の「測定器の設定等」等に記載されている設定ができるものに限る。

6　試験場所の条件等

⑴　試験場所

床面を含む６面反射波を抑圧した電波暗室とする。

⑵　試験場所の条件

電界強度の変化の最大値を、±１dB以下とし、±0.5dB以下を目標とする。なお、この評価方法は、ＩＥＣ60489－１改正第二版のＡ．２．３　Low reflection test sites（ＬＲＴＳ，reduced ground reflection）のための評価方法（測定場所の電界定在波を測定する方法）によるものとする。